

EPA/FTA交渉の現状

平成24年12月
農林水産省 大臣官房国際部
経済連携チーム

農林水産省

(お問い合わせ先)
農林水産省国際部経済連携チーム
電話：03-3501-3731

EPA・FTAとは

- WTO（世界貿易機関）は世界157の国・地域が加盟し、貿易自由化（全ての加盟国に対して同じ関税を適用）を行っている機関である。
- これに対して、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）とは、二カ国間（又は数カ国間）で取り決めるものである。
 - ・ FTAは二国間等で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定。
 - ・ EPAは関税の原則撤廃に加えて、投資や人の移動、技術協力などの幅広い分野を含む協定。

EPAとFTA

経済連携協定（EPA）

(Economic Partnership Agreement)

協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定

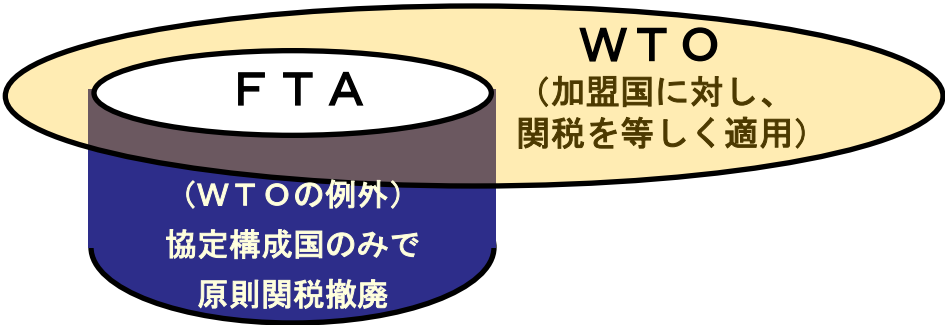
自由貿易協定（FTA）

(Free Trade Agreement)

協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

WTOとFTA

関税率
高
↑
↓
低



- 関税の原則撤廃とは
WTO協定上、GATT第24条「実質上すべての貿易」について関税撤廃を行うことが条件とされている。

我が国のEPA・FTAの進捗状況

我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結。また、豪州等と交渉中。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効

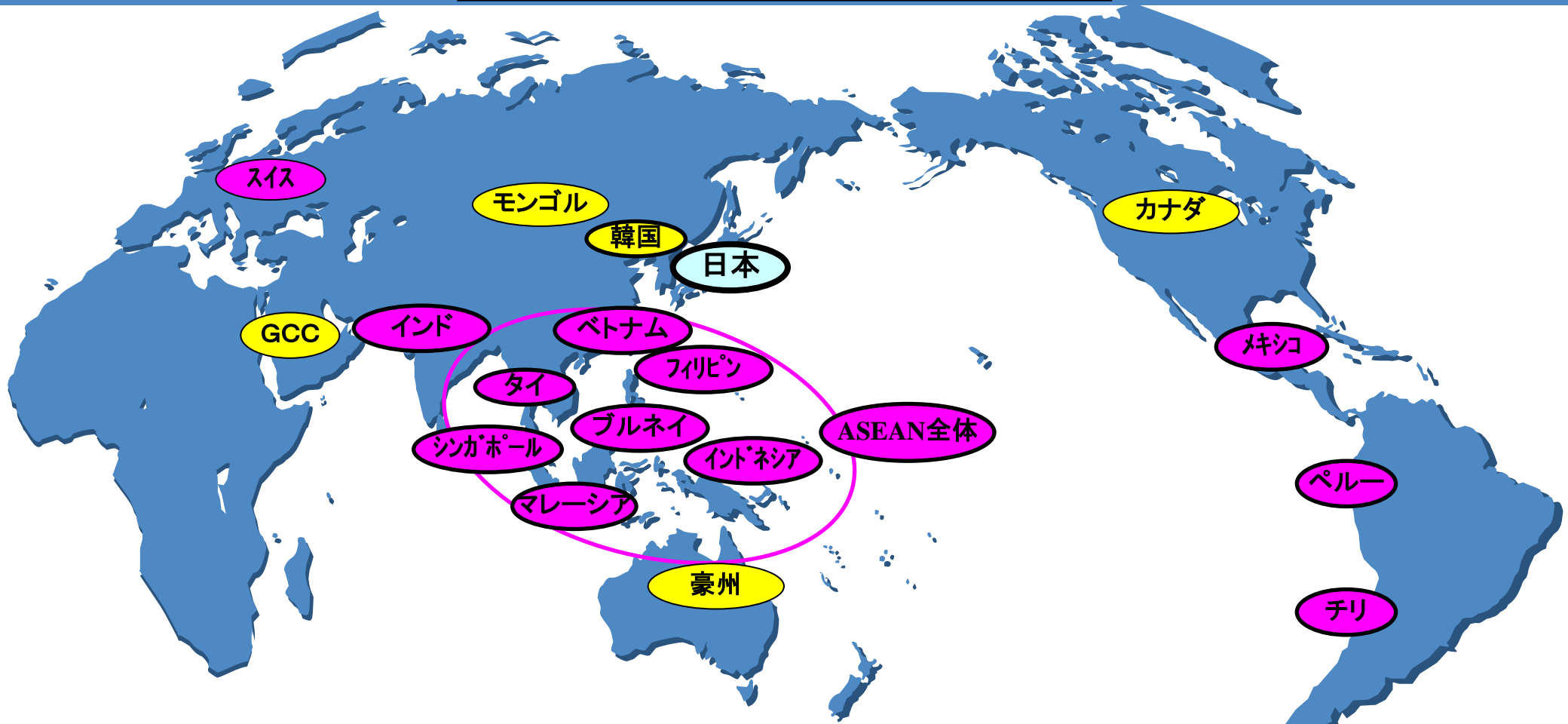
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
締結	シンガポール	☆(1月)	★(11月)			見直し交渉 (4月~)	☆(3月)	★(9月)			
	メキシコ		◆(11月~)	(9月)★	★(4月)			再協議(9月~)		★(9月)	★(4月)
	マレーシア			◆(1月~)	(12月)★	★(7月)					
	チリ					◆(2月~)	☆(3月)	★(9月)	再協議(11月~)		
	タイ			◆(2月~)		(4月)★	★(11月)				
	インドネシア				◆(7月~)		★(8月)	★(7月)			
	ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)			
	ASEAN全体(注1)				◆(4月~)		(4月)★	★(12月)			
	フィリピン			◆(2月~)		★(9月)		★(12月)			
	スイス						◆(5月~)	(2月)★	★(9月)		
	ベトナム						◆(1月~)	★(12月)	★(10月)		
	インド						◆(1月~)		(2月)★	★(8月)	
	ペルー								◆(5月~)	★(5月)	★(3月)
交渉中	韓国(注2)			◆(12月~)							
	GCC(注3)					◆(9月~)					
	豪州						◆(4月~)				
	モンゴル									(6月~)	◆
	カナダ									(11月~)	◆

(注1) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ。

(注2) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注3) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

各国との交渉の現状



締結
交渉中

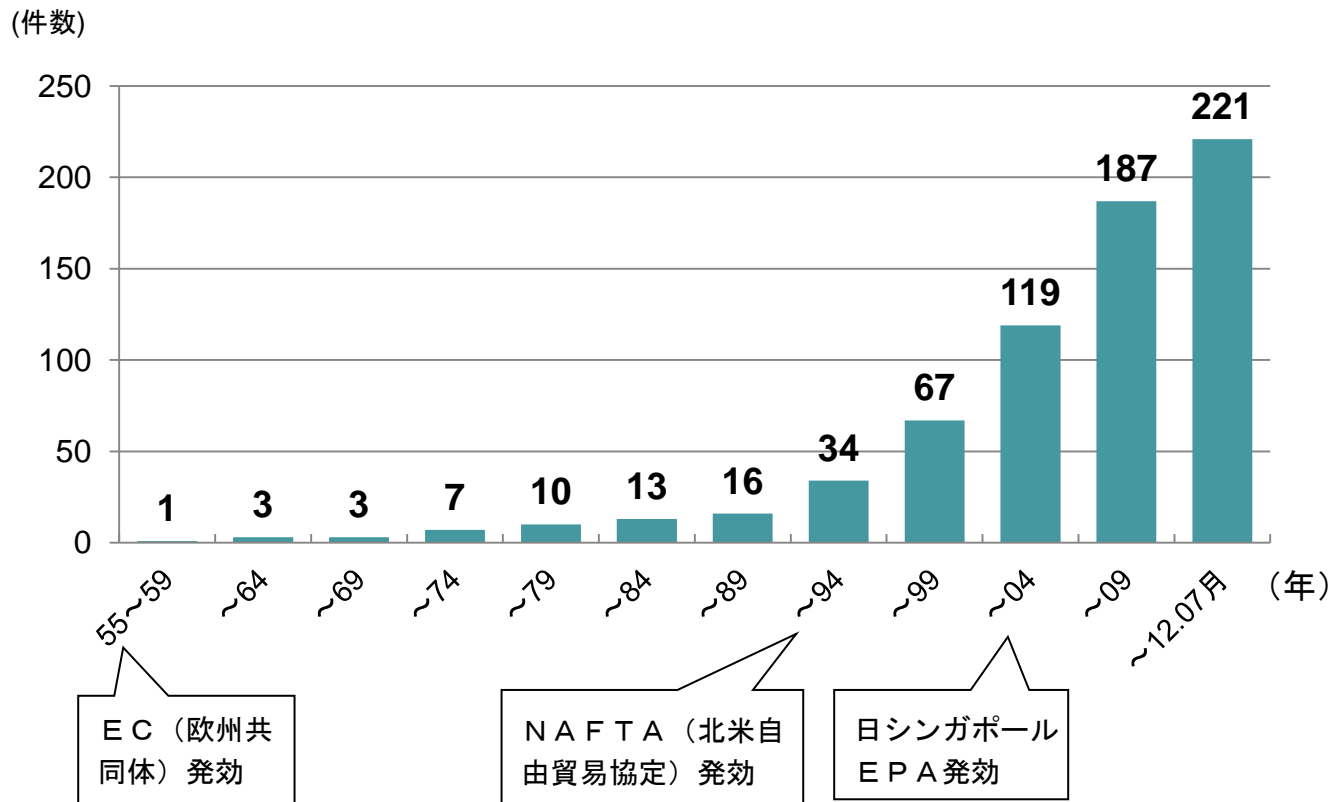
GCC 湾岸協力理事会
加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国

世界におけるEPA・FTAをめぐる状況

- 世界のグローバル化が進んで、国と国との関係が密接になっており、多国間の協定（WTO）を補完するものとして、1990年代以降、EPA・FTAの数は急速に増加。
- EPA・FTAを締結する際のルールである「原則関税撤廃」とは、貿易額全体の概ね9割程度以上が関税撤廃されること。

世界のFTA件数の推移（累積）



(注) WTO通報ベースの件数（2012年7月）から、既存のFTAへの新規加盟等の重複分を除いたもの。

（「ジェトロ 世界貿易投資報告2012年版」を基に作成）

各国とのEPA・FTA交渉等の状況

- 我が国が初めて締結したEPA。
- 平成14年1月に両国首脳により署名。同年11月から発効。
- 農林水産物の関税については、即時撤廃、一定期間を設定した段階的撤廃、関税削減、関税の撤廃・削減の対象外とするなどの取り扱いをしている。
- シンガポール側は、現行協定において、既に全品目について関税撤廃済。

シンガポール側の主な関心品目

- ココア調製品
5～7年間で撤廃
- 野菜ジュース
7年間で撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、マンゴー、ドリアン、製材、えび 等
- 5～10年間で撤廃：ぶどう、プルーン果汁、カレー調製品 等
- 15年間で撤廃：オレンジ、ぶどう果汁 等
- 関税撤廃・削減の対象外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖、パイナップル（缶詰等を含む）、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等

- 平成16年9月に両国首脳により署名。平成17年4月から発効。
- 平成23年9月に改正議定書に署名。平成24年4月から発効。
- 我が国初の農林水産品分野の関税撤廃等を含む包括的EPA。
- 一方、メロン、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、メキシコ側の関税撤廃を実現。

メキシコ側の主な関心品目

- 豚肉（調製品を含む）
関税割当の設定【割当数量】8.3万ト（8年目）→9万ト（10年目）
【枠内税率】従価税部分 2.2～4.3%
- 鶏肉（調製品を含む）
関税割当の設定【割当数量】8,600ト（8年目）→9,000ト（12年目）
【枠内税率】部位等に応じて3.6～12.7%
- 牛肉（調製品を含む）
関税割当の設定【割当数量】10,500ト（8年目）→15,000ト（11年目）
【枠内税率】部位等に応じて7.6～34.6%
- オレンジ生果
関税割当の設定【割当数量】4,100ト（8年目～12年目までの各年）
【枠内税率】6月～11月：7.4%→5%（8年目→12年目）
12月～5月：14.8%→10%（8年目→12年目）
- オレンジジュース
関税割当の設定【割当数量】6,800ト（8年目）→8,000ト（12年目）
【枠内税率】「9.5」～「13.4%又は10.34円/kg」（8年目）
「5.3」～「7.4%又は5.70円/kg」（12年目）
- アガベシロップ
関税割当の設定【割当数量】50ト（8年目）→90ト（12年目）
【枠内税率】25%又は12.50円/kg

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、かぼちゃ、パパイヤ、マンゴー、アボカド、丸太、えび 等
- 3～5年間で撤廃：メロン、グレープフルーツ、ぶどう果汁、コーヒー豆、サフラワー油、単板、うに（生鮮・冷蔵）等
- 7～10年間で撤廃：なし、さくらんぼ、もも、グレープフルーツ果汁 等
- 無税枠を設定：はちみつ、トマト加工品 等
- 関税削減：いわし、いか 等
- 再協議：パインアップル、砂糖 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、合板、くろまぐろ、さば 等

日マレーシアEPA 農林水産分野の内容

【06年7月発効】

- 平成17年12月に両国首脳により署名。平成18年7月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、マレーシアの関心品目にも最大限対応。
- 協力については、林業協力及び家畜飼料の開発や加工技術の向上等を支援。
- 一方、りんご、なし、柿等の我が国からの輸出関心品目について、マレーシア側関税の即時撤廃を実現。

マレーシア側の主な関心品目

- えび
即時撤廃
- パーム油
即時撤廃（現行：特惠無税）
- バナナ
関税割当の設定 【割当数量】1,000トン
【枠内税率】無税
- 合板
マレーシア側の輸出規制・輸出税問題と併せて再協議
- 合板以外の林産物
即時撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：マンゴー 等
- 5年間で撤廃：にんにく、いか燻製品 等
- 7~10年間で撤廃：乾燥たけのこ、グレープフルーツ 等
- 15年間で撤廃：卵黄、オレンジ、緑茶 等
- 関税削減：マーガリン 等
- 再協議：大豆油、ショートニング、さわら 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、パイナップル(缶詰等を含む)、でん粉、砂糖 等

- 平成19年3月に署名。同年9月から発効。
- チリからの輸入が多いぎんざけ・ますの関税撤廃等、チリ側の関心に最大限対応。
- 一方、ながいも、柿、緑茶等の我が国からの輸出関心品目について、チリ側関税の即時撤廃を実現。

チリ側の主な関心品目

- ぎんざけ・ます
10年間で撤廃
※さけ・ます等の需給情報を交換するための水産物協議会を設置。
- 豚肉
関税割当の設定 【割当数量】 3.2万ト_ン→6万ト_ン (5年目)
【枠内税率】 従価税部分半減(4.3%→2.2%)
- 牛肉
関税割当の設定 【割当数量】 1,300ト_ン→4,000ト_ン (5年目)
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の20%削減
- 鶏肉
関税割当の設定 【割当数量】 3,500ト_ン→5,500ト_ン (5年目)
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の28.5%削減
- トマトピューレ・ペースト
関税割当の設定 【割当数量】 3,700ト_ン→5,000ト_ン (5年目)
【枠内税率】 無税

その他の品目

- 即時撤廃 : アスパラガス、アボカド 等
- 5～10年間で撤廃 : キウイフルーツ、野菜ジュース、繊維板、パーティクルボード 等
- 12～15年間で撤廃 : グレープフルーツ、りんご、ぶどう、たまねぎ、うに(冷凍) 等
- 再協議 : チーズ、オレンジ、合板、大西洋さけ、あわび 等
- 除外 : 米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、砂糖、チョコレート、水産IQ品目 等

* 関税割当・・・一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

※ 協定の規定に従い、再協議中

- 平成19年4月に両国首脳により署名。同年11月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、タイの関心品目にも最大限対応。
- タイ側の最大の要望であった食品衛生水準の向上や両国農協間の連携強化に対応。
- 一方、りんご、なし、もも等の我が国からの輸出関心品目について、タイ側関税の即時撤廃を実現。

タイ側の主な関心品目

- 鶏肉
 - ・ 鶏肉(骨なし) 関税削減 5年間で11.9%→8.5%
 - ・ 鶏肉調製品 関税削減 5年間で6.0%→3.0%
- バナナ(生鮮)
 - 関税割当の設定【割当数量】4,000ト(1年目)→8,000ト(5年目)
 - 【枠内税率】枠内無税
- パイナップル(重量の小さいもの：生鮮)
 - 関税割当の設定【割当数量】100ト(1年目)→300ト(5年目)
 - 【枠内税率】枠内無税
- 糖みつ
 - 関税割当の設定【割当数量】4,000ト(3年目)→5,000ト(4年目)
 - 【枠内税率】7.65円/kg
- でん粉誘導体(化工でん粉の一種、食品の増粘剤等に使用)
 - 関税割当の設定【割当数量】20万ト
 - 【枠内税率】枠内無税
- えび、えび調製品
 - 即時撤廃 1.0~5.3%→0%
- かつお・まぐろ調製品
 - 5年間で撤廃 9.6%→0%

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、野菜・果実調製品の一部、あひる肉、丸太、製材、さめ 等
- 5年間で撤廃：ねぎ、きゅうり(一時保存)、くらげ 等
- 7~10年間で撤廃：もも、りんご、グレープフルーツ、マヨネーズ、ドレッシング、ソース、繊維板、ふぐ、しじみ 等
- 15年間で撤廃：オレンジ、オレンジ果汁 等
- 関税削減：トマトソース、米油・大豆油の一部 等
- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部 等
- 再協議：豚肉、砂糖、カッサバでん粉、合板 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、サゴでん粉、水産IQ品目 等

日インドネシアEPA 農林水産分野の内容

【08年7月発効】

- 平成19年8月に署名。平成20年7月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、インドネシアの関心品目にも最大限対応。
- インドネシアにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を検討。
- 一方、ぶどう、りんご、柿など我が国からの輸出関心品目について、インドネシア側の関税撤廃を実現。

インドネシア側の主な関心品目

- えび・えび調製品
即時撤廃 1.0~5.3%→0%
- バナナ(生鮮)
関税割当の設定【割当数量】1,000トン
【枠内税率】枠内無税
- パイナップル(重量の小さいもの)
関税割当の設定【割当数量】100トン(1年目)→300トン(5年目)
【枠内税率】枠内無税
- ソルビトール
関税割当の設定【割当数量】25,000トン
【枠内税率】3.4%
枠外税率の削減【枠外税率】7年間で17%→12%

その他の品目

- 即時撤廃：マンゴー、パパイア 等
- 3~7年間で撤廃：ココア、コーヒー、茶製品(砂糖、ミルクを含まないもの)の一部 等
- 再協議：合板、かつお・まぐろ 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目 等

* 関税割当…一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

日ブルネイEPA 農林水産分野の内容

【08年7月発効】

- 平成19年6月に署名。平成20年7月から発効。
- 市場アクセスについては、マンゴー、えび等について即時関税撤廃に応じるなど、ブルネイ側の関心に最大限対応。
- 一方、我が国からの輸出関心品目である緑茶について、ブルネイ側の関税撤廃を実現。
(りんご、いちご等、他の輸出関心品目については、既に実行上無税。)

ブルネイ側の主な関心品目

- マンゴー
即時撤廃 (3%→0%)
- えび
即時撤廃 (1%→0%)

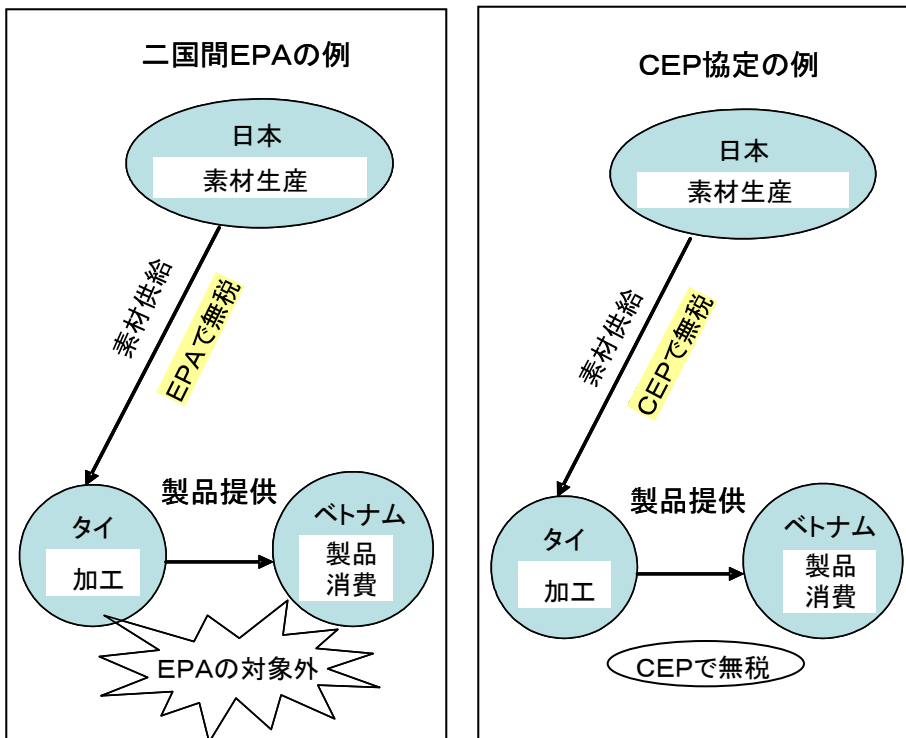
その他の品目

- 即時撤廃 : ドリアン、アスパラガス 等
- 5~10年間で撤廃 : ぶどう、野菜ジュース、プルーン果汁、カレー調製品 等
- 15年間で撤廃 : ぶどう果汁 等
- 再協議 : 大豆油、合板 等
- 除外 : 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、砂糖、水産IQ品目 等

日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定の農林水産分野の内容【08年12月発効】

- 平成20年4月に署名。同年12月から発効（平成23年5月現在で、未発効はインドネシアのみ）。
- 本協定は、日本とアセアン10カ国を対象とする地域全体のEPA。
- 本協定では、日本とアセアン各国との二国間貿易のみならず、日アセアン諸国間の三角貿易等も自由化の対象とされるため、地域全体の貿易の促進に貢献。

CEP協定のメリット



品目の取扱い

- 即時撤廃： ドリアン、えび、えび調製品 等
- 10年以内で撤廃： 塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等
- 関税削減： 鶏肉調製品、合板（熱帯産木材のうち関税が6%及び8.5%のもの） 等
- 除外等、関税撤廃・削減の対象外： 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パイナップル（缶詰等を含む）、合板（熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの）、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等

* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

- 平成18年9月に両国首脳により署名。平成20年12月から発効。
- フィリピンにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、主に小規模農家が生産する小さいバナナやパイナップル等について市場アクセスを改善。
- 一方、ぶどう、りんご、なし等の我が国からの輸出関心品目について、フィリピン側関税の即時撤廃を実現。

フィリピン側の主な関心品目

○砂糖

- ・粗糖 4年目に再協議
- ・糖みつ 関税割当の設定 【割当数量】 2,000ト(3年目)→3,000ト(4年目)
【枠内税率】 現行税率の50%削減

- ・マスコバド糖(小売用)
関税割当の設定 【割当数量】 300ト(3年目)→400ト(4年目)
【枠内税率】 現行税率の50%削減

○鶏肉(骨付きもも肉を除く)

- 関税割当の設定 【割当数量】 3,000ト(1年目)→7,000ト(5年目)
【枠内税率】 11.9%→8.5%

○パイナップル

- ・重量の小さいもの：生鮮
関税割当の設定 【割当数量】 1,000ト(1年目)→1,800ト(5年目)
【枠内税率】 枠内無税

- ・缶詰 5年後又はWTO後に再協議

○バナナ

- ・小さい種類のもの 10年間で撤廃
- ・その他 4月～9月：10%→8%、10月～3月：20%→18%

○かつお・まぐろ

- ・かつお・きはだまぐろ 5年間で撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアン、七面鳥肉、あひる肉、えび 等

- 3～5年間で撤廃：にんにく、もも、うに 等

- 7～10年間で撤廃：グレープフルーツ、煎ったコーヒー、カキ(牡蠣)、ひじき 等

- 15年間で撤廃：オレンジ 等

- 関税削減：トマトソース 等

- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部、ソーセージ、アイスクリーム 等

- 再協議：牛肉、豚肉、精製糖、カッサバでん粉、合板 等

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目 等

- 平成21年2月に署名。同年9月から発効。
- スイス側の輸出関心品目については、WTO農業交渉におけるG10メンバーとしての関係に鑑み、我が国農林水産業等へ悪影響を及ぼさない範囲で一定の配慮を行った。
- 一方、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等の我が国の輸出関心品目について、スイス側関税の即時撤廃等を実現。

スイス側の主な関心品目

- ナチュラルチーズのうちスイス特産のもの
関税割当の設定【割当数量】600トﾝ(1年目)→1,000トﾝ(11年目)
【枠内税率】5年間で29.8%→14.9%
- 煎ったコーヒー
3年間で撤廃
- チョコレート
関税割当の設定【割当数量】1,500トﾝ
【枠内税率】現行税率の20%削減
- インスタントコーヒー
即時撤廃
- アロマオイル
即時撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：食品添加物（ペクチン等）、木工品、えび 等
- 10年間で撤廃：きゅうり（塩蔵）、乾燥いちじく、あんず調製品 等
- 関税削減：ワッフル・ウェハー、フルーツ・ピューレ 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、大豆油、菜種油、砂糖、でん粉、パインアップル 等

日ベトナムEPA 農林水産分野の内容

【09年10月発効】

- 平成20年12月に署名。平成21年10月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、ベトナムの関心品目にも最大限対応。
- ベトナムにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を検討。
- 一方、切り花、りんご、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、ベトナム側の関税撤廃を実現。

ベトナム側の主な関心品目

- えび・えび調製品
即時撤廃
- 冷凍ほうれん草、冷凍たこ、冷凍たちうお
5年間で撤廃
- 煎ったコーヒー、緑茶
15年間で撤廃
- 天然はちみつ
関税割当の設定【割当数量】100ト(1年目)→150ト(11年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
- トマトソース
関税削減(5年間で17.0%→8.5%)

その他の品目

- 即時撤廃：ドリアン、オクラ、丸太、製材等
- 5年間で撤廃：ピーマン 等
- 7～10年間で撤廃：スイートコーン、カレー調製品、パーティクルボード、繊維板 等
- 現行税率維持：合板、集成材 等
- 再協議・除外：かつお・まぐろ 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、パインアップル缶詰、砂糖、でん粉、水産IQ品目 等

* 関税割当・・・一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み
* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

- 平成23年2月に署名。同年8月から発効。
- 米麦、米麦調製品等を除外するなどし、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 盆栽、ながいも、桃等の我が国の輸出関心品目については、インド側の関税撤廃を実現。

インドから日本への輸出品目

- 除外
国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、砂糖、でん粉、合板、いか、いわし、かつお・まぐろ等
- 即時関税撤廃
ドリアン、セロリ、アスパラガス、製材、えび等
- 7年間で関税撤廃
とうがらし(生鮮)、スイートコーン、冷凍たこ等
- 10年間で関税撤廃
カレー、紅茶(3kg超・飲用)、単板、集成材、えび調製品、くらげ等

日本からインドへの輸出品目

- 5年間で関税撤廃
盆栽
- 10年間で関税撤廃
ながいも、桃、いちご、柿等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、自然人の移動、知的財産、TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続き)及びSPS(衛生植物検疫措置)、協力等を含む包括的な協定。

- 平成23年5月に署名。平成24年3月から発効。
- 米麦、米麦調製品、乳製品等を除外するなど、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 柿、なし、ながいも、緑茶等の我が国の輸出関心品目については、ペルー側から関税撤廃を実現。

ペルーから日本への輸出品目

- 除外：米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、雑豆、砂糖、でん粉、落花生、合板、するめいか、ほたてがい、さば、あじ 等
- 関税割当(主な品目):
 - ・豚肉
 - 【割当数量】1,000トン(1年目)→5,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】従価税部分半減(4.3%→2.2%)
 - ・鶏肉・鶏肉調製品
 - 【割当数量】3,500トン(1年目)→5,500トン(5年目)
 - 【枠内税率】3.6-19.1%
 - ・とうもろこし(菓子用・飲料用)※1
 - 【割当数量】(菓子用)1,500トン(1年目)→6,500トン(5年目)
 - (飲料用) 500トン(1年目)→4,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】無税
- 即時関税撤廃：アスパラガス(生鮮)、丸太、製材、えび、魚油 等
- 段階的関税撤廃：
 - (3年間) たこ 等
 - (7年間) その他植物性油脂(インチ油※2に限る) 等
 - (10年間) バナナ(生鮮)、単板、アメリカおおあかい等
 - (15年間) 緑茶 等

日本からペルーへの輸出品目

- 5年間で関税撤廃：柿 等
- 7年間で関税撤廃：梨、ながいも 等
- 15年間で関税撤廃：緑茶 等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1 ジャイアントコーン・紫コーン(ペルーの特産品)

※2 サチャインチ(ペルーの特産品)の種から得た油

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

日韓EPA交渉



【交渉中断中】

- 平成14年7月から平成15年10月までの産学官共同研究会を経て、同年12月から政府間交渉を開始。平成16年11月の第6回交渉以降中断。平成20年6月、12月、21年7月及び12月に「日韓経済連携協定交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催。22年5月の日韓首脳会談において、実務協議をハイレベルに格上げして行うことで一致し、これを受けて局長級事前協議を22年9月、23年5月に開催。
- 日韓の貿易バランスは、日本が大幅な輸出超過。農林水産物については、日本が大幅な輸入超過。主な輸入品はアルコール飲料、かつお・まぐろ類、加糖調製食料品等。韓国からの輸入金額の5.8%が農林水産物。

○ 日韓貿易バランス

(2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	52,691	31,701	20,991
うち農林水産物	406	1,838	▲1,432

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.8	5.8	2.7

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国の韓国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
アルコール飲料 (焼酎等)	かつお・まぐろ類	加糖調製食料品 (甘味料等)	調製した野菜 (キムチ等)	生鮮野菜 (ジャンボピーマン等)
276	258	97	73	70
0-126円/リットル	3.5%	23.8-29.8%	9-13.4%(主に9%)	0-8.5%(主に3%)
6位	7位	8位	9位	10位
活魚 (ヒラメ等)	あわび	かに調製品	わかめ	かき
57	44	35	30	29
3.5-10% (主に3.5%)	7%	9.6%	10.5%	7%

日GCC（湾岸協力理事会）FTA交渉

【交渉中】

○ 平成18年4月に物品貿易及びサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することに合意。
平成18年9月に第1回会合を行い、平成19年1月に第2回会合を開催。

○ 日GCCの貿易バランスは、日本が大幅に輸入超過。農林水産物については、日本が輸出超過。主な輸入品はかつお・まぐろ類、えび、かに等。GCCからの輸入金額の0.02%が農林水産物。

※GCC加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

○ 日GCC貿易バランス

(2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	15,579	113,456	▲97,877
うち農林水産物	54	28	26

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.35	0.02	0.06

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のGCCからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
かつお・まぐろ類	えび	かに	生鮮野菜 (ささげ属 いんげんまめ属のまめ等)	もんごういか
7.3	4.7	4.3	4.2	2.6
3.5%	2%	4%	3%	3.5%
6位	7位	8位	9位	10位
スパゲッティ	鉱水・炭酸水	ごま	生鮮・乾燥果実 (メロン(生鮮)等)	かじき
2.1	1.1	0.5	0.5	0.3
30円/kg	3%	無税	0-6%	3.5%



- 平成17年4月の日豪首脳会談において、政府間の共同研究を開始することで合意。平成17年11月から共同研究会合を5回開催し、平成18年12月に報告書を取りまとめ。
- 平成18年12月の日豪首脳会談において、日豪EPA交渉開始に合意。平成19年4月に第1回会合を行い、平成24年6月に第16回会合を開催。
- 日豪の貿易バランスは日本が大幅な輸入超過。農林水産貿易についても、日本が大幅な輸入超過。主な輸入品は牛肉、木材チップ、小麦等。豪州からの輸入金額の11.1%が農林水産物。

○ 日豪貿易バランス

(2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	14,184	45,139	▲30,955
うち農林水産物	59	4,995	▲4,936

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.4	11.1	8.5

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国の豪州からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
牛肉 (くず肉含む)	木材チップ	小麦	ナチュラルチーズ	大麦
1,344	639	432	319	241
21.3-50% (主に38.5%)	無税	枠内：無税 枠外：55円/kg	0-29.8%	枠内：無税 枠外：39円/kg
6位	7位	8位	9位	10位
かつお・まぐろ類	砂糖	グレインソルガム	牛の臓器・舌	ペットフード
159	157	153	126	110
3.5%	71.8-106.2円/kg (主に71.8円/kg)	0~3%	12.8%	0-36.0円/kg (主に無税)



- 平成21年12月の日モンゴル外相会談で、EPA締結に関する官民共同研究の立上げに合意。平成22年1月に日モンゴル政府間実務レベル協議を開催。平成22年6月から共同研究会合を3回開催し、平成23年3月末に報告書が完成。
- 平成24年3月の日モンゴル首脳会談において、日モンゴルEPA交渉の開始に合意。平成24年6月に第1回会合を開催。
- 日モの貿易バランスは、日本の大幅な輸出超過。農林水産物についても、日本の輸出超過。主な輸入品はカシミアやぎの毛、その他の織獣毛、馬肉等（くず肉含む）等。

○ 日モ貿易バランス (2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	257	14	243
うち農林水産物	5.6	0.8	4.8

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
2.2	5.7	2.4

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のモンゴルからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
カシミアやぎの毛	その他※1の織獣毛	馬肉等※2 (くず肉含む)	動物の腱、筋、 原皮くず	播種用の種等
0.5	0.1	0.07	0.06	0.01
無税	無税	無税、4.2%(くず肉)	無税	無税

6位	7位	8位	9位	10位
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

※1 カシミアやぎの毛を除く ※2 豚・牛・家禽等の肉を除く

日カナダEPA交渉



【交渉中】

- 平成22年11月の日カナダ首脳会談（経済連携に前向きに対処で意見が一致）を踏まえ、平成23年2月23日に「日加EPAの可能性に関する共同研究」の開始を公表。同年3月以降4回の研究会合を開催し、平成24年3月に報告書を公表。
- 平成24年3月の日カナダ首脳会談において、日カナダEPA交渉の開始に合意。平成24年11月に第1回会合を開催。
- 日加の貿易バランスは、日本の輸入超過。農林水産物は大幅な輸入超過。主な輸入品は菜種、豚肉、製材加工材等。カナダからの輸入額の48.8%が農林水産物。

○ 日加貿易バランス（2011年）（億円）

	輸出	輸入	収支
総額	7,094	10,316	▲3,222
うち農林水産物	43	5,033	▲4,991

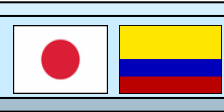
○ 貿易に占める農林水産物のシェア（2011年）（%）

輸出額	輸入額	貿易額
0.6	48.8	29.2

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のカナダからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率（2011年）（億円）

1位	2位	3位	4位	5位
菜種（採油用）	豚肉	製材加工材	小麦	丸太
1,185	913	651	508	242
無税	差額関税、4.3%	0-6%	枠内：無税 枠外：55円/kg	無税
6位	7位	8位	9位	10位
大豆	大麦	えび	かに	麦芽
224	108	96	91	73
無税	枠内：無税 枠外：39円/kg	1%	4%	枠内：無税 枠外：21.3円/kg



- 平成23年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA共同研究の立上げに合意。同年11月に第1回会合を行い、平成24年5月に第3回会合を開催。同年7月に報告書を公表。
- 平成24年9月の日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉の開始に合意。
- 日コロンビアの貿易バランスは、日本が輸出超過。農林水産物については、大幅な輸入超過。主な輸入品はコーヒー生豆、切花、インスタントコーヒー等。コロンビアからの輸入額の75.3%が農林水産物。

○ 日コロンビア貿易バランス (2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	1,192	558	634
うち農林水産物	1	420	▲419

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.1	75.3	24.0

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のコロンビアからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
コーヒー生豆	切花	インスタント コーヒー	コーヒー (炒ったもの)	カカオ豆
334.7	58.6	10.2	3.7	1.7
無税	無税	8.8%	10%※ ¹	無税
6位	7位	8位	9位	10位
生鮮・乾燥果実 (バナナ等)	冷凍野菜 (ばれいしょ)	パーム油	チョコレート菓子	綿
1.5	0.9	0.6	0.3	0.3
※ ¹ ※ ² 生鮮：10% (4-9月) 20% (10-3月) 乾燥：無税	8.5%	無税※ ¹	10%	無税

※¹ 特惠税率 ※² バナナの関税率

出典：財務省貿易統計



- 平成13年から、日中韓の民間研究機関による経済協力強化に関する民間共同研究を開始。21年10月の日中韓首脳会談で、産学官FTA共同研究の立上げに合意。平成22年1月、政府間での準備会合をソウルで開催し、共同研究の枠組みを暫定合意。平成22年5月から共同研究会合を7回開催し、平成24年3月に報告書を公表。
- 平成24年11月の日中韓経済貿易大臣会合で、平成25年早期の交渉開始に合意。
- 日中韓の貿易バランスは、全体では日本は中国・韓国に対し、韓国は中国に対し輸出超過。農林水産物は、中国が日本・韓国に対し輸出超過。中国・韓国からの輸入金額に占める農林水産物割合はそれぞれ8.6%、5.8%。

○ 日中韓の貿易バランス (2011年) (億ドル)

	日中	日韓	中韓
全 体	日本が輸出超過 147	日本が輸出超過 264	韓国が輸出超過 513
うち 農林水産物	中国が輸出超過 123	韓国が輸出超過 18	中国が輸出超過 35

注：「中韓バランス」の「農林水産物」は、HS分類の1～24類、44類、46類の計。

○ 我が国の貿易に占める農林水産物のシェア (2011年) (%)

	輸出額	輸入額	貿易額
対中国	0.3	8.6	4.2
対韓国	0.8	5.8	2.6

注：「貿易額」は輸入額+輸出額

○ 我が国の中国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
鶏肉調製品	冷凍野菜(さといも等)	うなぎ(調製品)	生鮮野菜(たまねぎ等)	乾燥野菜(しいたけ等)
778	556	320	316	236
0-21.3%(主に6%)	6-23.8%	9.6%	0-8.5%	7.5-12.8%

○ 我が国の韓国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
アルコール飲料 (焼酎等)	かつお・まぐろ類	加糖調製食料品 (甘味料等)	調製した野菜 (キムチ等)	生鮮野菜 (ジャンボピーマン等)
276	258	97	73	70
0-126円/ℓ	3.5%	23.8-29.8%	9-13.4%(主に9%)	0-8.5%(主に3%)

日EU・EPA交渉のためのプロセス



- 平成23年5月の日EU定期首脳協議で、EPA交渉のためのプロセスを開始することに合意。交渉の範囲等を定める作業（スコーピング作業）の成果文書は完成。
- 平成24年7月、欧州委員会は交渉権限案についてEU加盟国の承認を求めることを決定。平成24年11月、EUは、欧州委員会に対し交渉権限を付与することを承認。
- 日EUの貿易バランスは日本が輸出超過。農林水産物については輸入超過。主な輸入品は、たばこ、アルコール飲料、豚肉等。EUからの輸入額の15.4%が農林水産物。

○ 日EU貿易バランス

(2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	76,193	64,110	12,083
うち農林水産物	246	8,873	▲9,627

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.3	15.4	7.2

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のEUからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
たばこ	アルコール飲料	豚肉	製材加工材	構造用集成材
2,905	1,192	1,182	754	280
無税-29.8% (主に無税)	無税-182円/L	差額関税、4.3%	0-5% (主に4.8%)	3.9%
6位	7位	8位	9位	10位
鉱水・炭酸水	ナチュラルチーズ	かつお・まぐろ類	オリーブ油	ペットフード
195	192	157	143	119
3%	0-29.8%	3.5%	無税	0-59.5円/kg以上 (主に無税)

日トルコEPA共同研究



- 平成24年7月の第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合で、EPA共同研究の立上げに合意。平成24年11月に第1回会合を開催。
- 日トルコの貿易バランスは、日本が輸出超過。農林水産物については、大幅な輸入超過。主な輸入品はたばこ、まぐろ、トマトピューレ・ペースト等。トルコからの輸入額の39.9%が農林水産物。

○ 日トルコ貿易バランス

(2011年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	2,445	411	2,034
うち農林水産物	2	164	▲162

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2011年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.1	39.9	5.8

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のトルコからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2011年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
たばこ	まぐろ	トマトピューレ・ペースト	生鮮・乾燥果実 (ヘーゼルナット等)	スパゲッティ
49.4	45.0	13.5	12.4	10.4
無税	3.5%	16%	無税※1 ※2	30円/kg
6位	7位	8位	9位	10位
オリーブ油	ごま(採油用)	トマト (調製したもの)	香辛料	生鮮野菜 (まつたけ等)
6.7	6.1	1.7	1.6	1.4
無税	無税	7.6%※1	無税	無税※1 ※3

※1 特惠税率 ※2 ヘーゼルナットの関税率 ※3 まつたけの関税率

出典：財務省貿易統計